特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

宇美町長

公表日

令和3年8月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

Ⅰ 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務 Telegraphy Telegraphy T				
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	・児童手当法の規定に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理、支払管理、統計処理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度の高い者の確認) ② 認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ③ 認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ④ 現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ⑤ 現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) ⑥ 現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ⑦窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領 ⑧郵送やマイナポータルのお知らせ機能による通知 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナー・				
2. 特定個人情報ファイル:	ポータル) 名				
受給者台帳情報ファイル、児童	宣台帳情報ファイル、配偶者台帳情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	[番号法別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の項 [番号法別表第二における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条、第44条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	住民課				
②所属長の役職名	住民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・ 請求先	訂正·利用停止請求 宇美町住民課 〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号 092-932-1111				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	宇美町住民課 〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
	項目評価	-	£		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			0]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	<u>に</u> 除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≃の接続		[]接線	記ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	する。 ① 認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度の高い者の確認) ② 認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ③ 認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)	・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度の高い者の確認) ② 認定の請求に係る事実の審査(所得の確認) ③ 認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ④ 現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度の高い者の確認) ⑤ 現況の届出に係る事実の審査(所得の確認) ⑥ 現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ⑦ 現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認) ② 認定の方式のを表す。	事前	
平成29年3月14日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 (マイナポータル)	事前	
平成31年4月1日	I-5 ②所属長	住民課長 吉本 壽絵	住民課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成27年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	_	新設	事後	
令和2年12月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年12月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		[番号法別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第7号及び別表第二の74、75の 項	[番号法別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の74、75の 項		
令和3年8月10日	Ⅰ-4② 法令上の根拠	[番号法別表第二における情報提供の根拠] ・番号法第19条第7号及び別表第二の26、30、 87の項	[番号法別表第二における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の26、30、 87の項	事後	
		の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年12月 12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条、	省令で定める事務を定める命令(平成26年12月		